

リト答へ、要之白石ヨリ、組合ノ合流カ直チニ出来難  
 ントヌルナラバ、價金ノ單價ヲ便宜セヨト云ハシト要求シ  
 タルニ、矢島支那人ハ本問題ハ斯ク簡單ニ便宜シ得ラル  
 、之ノニ非ラズ、請員入札ニ比例シテ其程度割出サルヘ  
 キモノニナレバ、到底諸君ノ要ホエハ忒ニ難ト拒絶シ  
 続テテ組合側林某ヨリ組合ノ合流及單價ノ便宜等ニ関  
 シ意見ノ開陳アリタルニ、便宜ニ至ラズ後ラニ時間ヲ空  
 費スルノコトナラフ以テ、矢島支那人ハ暴行事件ヲ解決シ  
 タルヲ以テ此ノ上價金問題ニ関シ云為スルコト、固ヒ  
 滿意ヲ生スル因トナルヲ以テ、適當ノ時期ニ於テ意見ノ  
 交換ヲ為スベト述ベタルニ、一因之ヲ諒トシテ退出セリ  
 右及申(通)報候也

年 5.9.17  
 170/

券類第三一四三號

昭和五年九月十日

警視總監 丸山 勝吉

内務大臣 中 達謙藏殿  
 社會局長官 吉田 茂殿  
 各 縣 府 縣 長 官 殿 (指掌)

育英堂物分ノ取込達支分御申付ニ関ス件 (市一報リ券金)

要旨(1) 據記帳簿又申ス者カ言議有テ方九月十日系ニ付テ本報刊載達分取込券金トシテ取之

ト書込セ入為ト云フテテ取込セ

(2) 他但取込券カ取込券者望メテ不取込券ニ付シテ其意ニ付ラズト云フ者、手書取込券カ

(1)